



学生納付特例制度について

国民年金の保険料は、職業や収入などにかかわらず月額13,860円です。

しかしながら、20歳以上の学生の方などは一般的に所得がないため、学生本人が保険料を納付することが困難な場合があります。

このため学生の方には、申請により認められると保険料の後払いができる制度として学生納付特例制度があります。

保険料の納付は将来の給付につながる大切な義務ですが、納付することが困難な場合、この手続きをせずに保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなってしまいます。

学生納付特例は、申請した月の属する年度の4月に遡及して認められますが、万一の場合に備えて早めの手続きをお勧めします。また、学生であるうちは、毎年(毎年度)申請できますので、忘れずに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証または在学証明書
- ・前年に所得がある場合は、所得証明書(源泉徴収票など)

仙北市の医療費(3月診療分)

国保

世帯数	6,922戸
被保険者数	15,246人
総医療費	12,966万1千円
1人あたり医療費	8,504円
1世帯あたり医療費	18,731円

老人保険

加入者	5,878人
総医療費	33,885万7千円
一人あたり医療費	57,648円

福祉医療

受給者	3,392人
個人負担への助成額	2,022万5千円
1人あたり助成額	5,962円



学生納付特例制度のポイント

学生本人の前年の所得が118万円以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の対象となる「学生」とは、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専門学校及び各種学校(1年以上の課程)、学校教育法に規定する予備校などに在学する学生を言うほか、夜間部、定時制課程及び通信制課程に在学する学生も対象になります。

学生納付特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な資格期間として算入されます。ただし、10年以内に保険料を納付(追納)しない場合は、老齢基礎年金の年金額計算には算入されません。卒業し、収入を得るようになったら、忘れずに追納しましょう。